

○農地法第3・4・5条の許可申請に必要な書類

		3条		4条	5条	
		譲受人が 市内在住	譲受人が 市外在住			
		農業 委員 会許 可	農業 委員 会許 可	農業 委員 会許 可	農業 委員 会許 可	
個人	申請書	(甲号) 3部 ^{※1} (正本+2)	3部 ^{※1} (正本+2)	2部 ^{※1} (正本+1)	3部 ^{※1} (正本+2)	
		(乙号) 1部 (正本)	1部	1部	1部	
	土地の全部事項証明書	法務局にて交付（市役所本庁1階に法務局登記証明コーナー有）	1通	1通	1通	1通
	現況地番図	法務局備え付けの公図の写し等（市役所本庁2階の資産税課で交付の課税地番図等）	1部	1部	1部	1部
	位置図	申請地の位置及び付近の状況が分かるもの（住宅地図など）	1部	1部	1部	1部
	営農計画書	様式1-10号 <small>(新規就農者のみ)</small>	1部	1部	*	*
	現在耕作している農地等の面積を証する書面	現在耕作している農地が三原市外にある場合 →耕作者証明書又は、農地基本台帳記載事項証明書など	1部 市外に農地がある場合	1部	*	*
	建築物等の配置図	申請地に設置しようとする建築物、工作物その他の配置図及び面積、土砂の流出・崩壊等に対する防除措置（擁壁など）をする場所並びに用水・排水の経路を表示したもの。資材置場の場合はその配置を表示したもの。	*	*	1部	1部
	建築物等の設計図	申請地に設置しようとする建築物等の立面図及び平面図	*	*	1部	1部
	資金証明書	自己資金は、預貯金残高証明書（預貯金通帳の写しでも可）。借入資金は、融資証明書。個人から借り入れる場合は、貸付者の預金残高証明書および融資確約書を添付すること。	*	*	1部	1部
	被害防除措置計画書	様式2-3号	*	*	1部	1部
	関連法令の手続きを証する書面	許可書の写し又は申請書の写し (墓地、宅造、土砂条例、都市計画法など) ^{※2}	*	*	1部	1部
	土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の区域内にある場合。	*	*	1部	1部
	所有者の同意書	所有権以外の権原に基づいて申請する場合 (小作農等が賃借権に基づき申請をする場合など)	*	*	1部	1部
	小作農等の同意書	申請地に地上権、永小作権、質権、又は賃借権に基づき耕作者がいる場合のみ。(様式1-8号)	1部	1部	1部	1部
小作地等の所有者の同意書	小作地等の賃借権等を譲渡又は転貸する場合のみ。 (様式1-9号)	1部	1部	*	*	
真正な権利者であることを証する書面	(1) 譲渡人等が土地登記簿の名義人と異なる場合 →戸籍謄本、除籍の謄本、遺産分割協議書、相続放棄書等 (2) 譲渡人等の住所等が土地登記簿の記載と異なる場合 →戸籍の附票の写し、住民票の写し(変遷がわかるもの)	1部	1部	1部	1部	
親権者であることを証する書面	未成年者が申請する場合のみ。 →戸籍謄本など	1部	1部	1部	1部	
委任状	法定代理人等が申請を行う場合のみ。	1部	1部	1部	1部	
その他参考となるべき書類	農業委員会が必要と認める場合 縦横断面図、近隣農地所有者の同意書など	1部	1部	1部	1部	
法人	定款又は寄附行為の写し	権利を取得しようとする者が法人である場合のみ。	1部	1部	1部	1部
	組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し	農地所有適格法人のうち、農事組合法人、株式会社又は有限会社の場合	1部 (ロビ)	1部 (ロビ)	*	*
	法人登記簿謄本	登記事項証明書（全部事項証明書）	1部	1部	1部	1部

※1 申請人が複数名いる場合は、その人数分だけ部数を追加すること。

※2 墓地、埋葬等に関する法律・・・・・・・・・・墓地の新設・変更等の許可
 宅地造成等規制法・・・・・・・・・・規制区域内の宅地造成工事の許可
 都市計画法・・・・・・・・・・都市計画区域内の開発許可、建築許可など
 広島県土砂の適正処理に関する条例・・・・・・・・土砂埋立行為の許可

※この内容は、令和元年12月1日現在の内容を編集したものであり、今後、内容が変更されることがあります。